

地方税法等の一部改正に伴う市税条例等の改正の概要
(令和2年6月2日条例第4号)

令和2年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の規定整備を行いました。
改正の概要は以下のとおりです。

1 条例改正の概要

(1) 個人の市民税

ア 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等

(7) ひとり親控除の創設

令和3年度以後の個人の市民税について、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（前年の合計所得金額が500万円以下）に、ひとり親控除（控除額30万円）を適用する。（第16条、第27条関係）

(4) 寡婦（寡夫）控除の見直し

令和3年度以後の個人の市民税について、上記(7)のひとり親に該当しない寡婦に対しては、引き続き寡婦控除（控除額26万円）を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦については所得制限（前年の合計所得金額が500万円以下）を設ける。あわせて、寡夫控除は廃止する。（第16条、第27条関係）

※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。

<参考>改正前後の所得控除額

本人が女性（ゴシック部分：改正箇所、太枠部分：ひとり親控除、下線部分：寡婦控除、単位：円）

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親 ～500万
本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～	
扶養家族	有	子	30万	26万⇒廃止	30万	26万⇒廃止	適用なし⇒30万
		子以外	<u>26万</u>	26万⇒廃止	<u>26万</u>	26万⇒廃止	適用なし
	無		<u>26万</u>	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし

本人が男性（ゴシック部分：改正箇所、太枠部分：ひとり親控除、単位：円）

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親 ～500万
本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～	
扶養家族	有	子	26万⇒30万	適用なし	26万⇒30万	適用なし	適用なし⇒30万
		子以外	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし
	無		適用なし	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし

(ウ) 申告手続の見直し

個人の市民税の人的非課税措置の対象を、寡婦、寡夫及び単身児童扶養者からひとり親及び寡婦に見直すことに伴い、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族等申告書にその旨の記載を要しないこととする。

(第28条の2の3関係)

イ 土地の譲渡に係る事業所得等に係る課税を重課する特例の適用停止期限の延長

所有期間が5年以下である土地の譲渡に係る事業所得等に係る課税を重課する特例について、適用停止期限を令和5年3月31日まで3年延長する。(附則第17条の6関係)

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減する特例の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減する特例について、適用期限を令和5年度まで3年延長する。(附則第18条の2関係)

エ NISA制度（少額投資非課税制度）の見直しに伴う所要の措置

(7) ジュニアNISA制度の見直しに伴う所要の措置

ジュニアNISA制度について、新規の口座開設可能期間が令和5年で終了することに伴い、令和6年1月1日以後は、口座開設者が18歳未満であっても、ジュニアNISA口座内の上場株式等及び金銭の払出しについて、個人の市民税の非課税措置を適用することとする。(附則第19条の3の3関係)

<参考> 現行のジュニアNISA制度の概要

対象者	20歳未満の者（口座を開設する年の1月1日現在）
非課税投資枠	新規投資額で年間80万円が上限
非課税期間	最長5年間
投資可能期間	令和5年まで
払出し	18歳までは払出し制限あり。払出しを行った場合は、過去に非課税とされた利益に課税される。 ※ 今回の改正により、令和6年1月1日以後は、18歳までに払出しを行った場合も非課税となる。

(4) 一般NISA制度の見直しに伴う所要の措置

一般NISA制度について、2階建ての制度に見直しがなされ、1階部分の積立投資を行っている場合に、2階部分の非課税投資が可能とされることに伴い、所要の規定整備を行う。(附則第19条の3の2関係)

＜参考＞一般NISA制度の見直しに係る概要

	現行	改正後
対象者	20歳以上の者（口座を開設する年の1月1日現在）	20歳以上の者（口座を開設する年の1月1日現在）
非課税投資枠	新規投資額で年間120万円が上限	新規投資額で1階部分20万円、 2階部分102万円が上限 ※ 原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要がある。
非課税期間	最長5年間	最長5年間
投資可能期間	令和5年まで	令和6年から令和10年まで

(2) 法人の市民税

ア 法人税（国税）における連結納税制度の見直しに伴う所要の措置

法人税（国税）において、企業グループを1つの納税単位とする連結納税制度について、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、簡素化等の見直しが行われたグループ通算制度に移行することに伴い、国税の見直しに併せた所要の規定整備を行う。（第9条、第10条、第16条、第17条の2、第27条の7、附則第4条の2、附則第4条の3、附則第6条の2関係）

イ 敷地分割組合に対する均等割の課税免除の創設

敷地分割組合※について、収益事業を行う場合を除き、均等割の課税を免除する。（第18条関係）

※ 外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンション等を除却するために、団地型マンションの敷地分割事業を実施する組合

(3) 固定資産税及び都市計画税

ア 使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査※を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする。（第38条関係）

※ 住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等

イ 現に所有している者の申告制度の創設

固定資産の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、当該固定資産の所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、氏名・住所等必要な事項を申告しなければならないこととしたうえで、当該申告がされない場合の罰則（10万円以下の過料）を設ける。（第59条、第60条関係）

ウ 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の一部廃止

「わがまち特例」（国の示す割合を参酌して一定の範囲内において特例割合を条例で定める課税標準の特例措置をいう。）が導入されていた次の(7)及び(4)の課税標準の特例措置が廃止されたことを受け、特例割合の規定を削除する。（附則第7条関係）

(7) 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設

対 象 資 産	平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設（テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置）
わがまち特例の内容	固定資産税の課税標準の特例割合について、1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合	1/2（国が示す参酌割合と同じ）

(4) 都市再生特別措置法に基づき認定誘導事業者が整備した公共施設等

対 象 資 産	平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された、都市再生特別措置法に基づき認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産
わがまち特例の内容	最初の5年度分について、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例割合を、4/5を参酌して7/10以上9/10以下で市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合	4/5（国の示す参酌割合と同じ）

エ 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の見直し

「わがまち特例」が講じられている次の特例措置について、現行の特例割合等が見直されたことを受け、本市で定める特例割合についても次のとおり見直しを行う。（附則第7条関係）

対 象 資 産	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された出力が5,000kW以上の特定水力発電設備
わがまち特例の内容	最初の3年度分について、固定資産税の課税標準の特例割合を、3/4を参酌して7/12以上11/12以下の範囲内において市町村が条例で定める割合とする。 【参考】現行：2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合 （ 改 正 案 ）	3/4（国の示す参酌割合と同じ） 【参考】現行：2/3（国の示す参酌割合と同じ）

(4) 市たばこ税

輸出等に係る課税免除の手續の簡素化

製造たばこの輸出等に係る課税免除の手續について、課税免除事由に該当することを証するに足る書類（輸出証明書）の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とする。（第86条関係）

(5) 納税環境整備

地方税の延滞金について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げが行われたことに伴い、所要の規定整備を行う。(附則第3条の9関係)

＜参考＞延滞金等の割合の見直しに係る概要（太枠部分は条例上の改正箇所）

		現 行	改 正 後
還付加算金	地方団体から納税者への還付金に付される利息	特例基準割合 (平均貸付割合*+ <u>1%</u>)	還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合+ <u>0.5%</u>)
延 滞 金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課されるもの	特例基準割合 (平均貸付割合+ 1%) + 7.3% (早期納付を促す)	— (名称を「 <u>延滞金特例基準割合</u> 」に変更)
	1箇月以内等	特例基準割合 (平均貸付割合+ 1%) + 1% (早期納付を促す)	— (名称を「 <u>延滞金特例基準割合</u> 」に変更)
	徴収の猶予等	特例基準割合 (平均貸付割合+ <u>1%</u>)	猶予特例基準割合 (平均貸付割合+ <u>0.5%</u>)
	納期限の延長	特例基準割合 (平均貸付割合+ <u>1%</u>)	平均貸付割合+ <u>0.5%</u>

※ 平均貸付割合：各年の前々年の9月から前年の8月まで（現行：前々年の10月から前年の9月まで）の各月の銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで（現行：12月15日まで）に財務大臣が告示する割合。
なお、令和2年分は0.6%。

(6) その他

その他必要な規定の整備を行う。

2 施行期日

(1) 上記1(1)ア(㍑)、上記1(1)イ、上記1(1)ウ、上記1(1)エ(7)、上記1(3)及び上記1(4)の改正
公布の日

(2) 上記1(1)ア(7)、上記1(1)ア(㍑)及び上記1(5)の改正
令和3年1月1日

(3) 上記1(1)エ(㍑)の改正
令和3年4月1日

(4) 上記1(2)アの改正
令和4年4月1日

(5) 上記1(2)イの改正
マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日

(6) 上記1(6)の改正
公布の日等

(参照)

現行京都市市税条例(抄)

(納期限後に納付し、又は納入する市税に係る延滞金)

第9条(前略)

- (2) 法第321条の8第1項、第2項、第4項若しくは第19項又は第69条の6第1項、第88条第1項若しくは第2項、第137条第1項若しくは第195条第1項の規定による申告書に係る税額(第6号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 法第321条の8第1項、第2項、第4項若しくは第19項又は第69条の6第1項、第88条第1項若しくは第2項、第137条第1項若しくは第195条第1項の規定による申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (4) 法第321条の8第22項の規定による申告書に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日(同条第23項の規定により当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(中略)

- 2 前項の場合において、法人、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、法第294条第8項に規定する収益事業(以下「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。)及び法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託(以下「法人課税信託」という。)の引受けを行うものが法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の規定による申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人及び人格のない社団等又は法人課税信託の引受けを行うものが法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定により当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(以下略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第10条(前略)

- 3 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に法第321条の8第4項に規定する連結完全支配関係がある同条第2項本文に規定する連結子法人(同条第4項に規定する連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額(同項に規定する連結法人税額をいう。以下同じ。)の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(法第327条第4項に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合においては、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第81条の24第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。この場合においては、前条第1項後段の規定を準用する。

4 前条第3項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第3項中「同項」とあるのは、「法第327条第6項において読み替えて準用する法第326条第3項」と読み替えるものとする。

(市民税に関する用語の意義)

第16条 市民税において、均等割、所得割、法人税割、法人税額、個別帰属法人税額、給与所得、退職手当等、同一生計配偶者、控除対象配偶者、扶養親族、障害者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者又は合計所得金額の用語の意義は、それぞれ法第292条第1項各号に定めるところによる。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第17条の2 (前略)

4 法人税法第4条の7の規定は、第1項及び第2項の規定をこの節の規定中法人の市民税に関する規定において適用する場合について準用する。

(市民税の課税免除)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、均等割を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) マンション建替組合及びマンション敷地売却組合

(6) (略)

2 (略)

(法人税割の税率)

第27条の7 (前略)

2 法人税割の税率は、法第321条の8第1項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

(市民税の申告等)

第28条 (前略)

(1) 第28条の4第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」という。)又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等(以下この節において「公的年金等」という。)の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6第3項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)

(以下略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出し

なければならない者で本市の区域内に住所を有するもの又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける者で本市の区域内に住所を有するものであって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、法第317条の3の3第1項に定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（以下略）

（固定資産税の納税義務者等）

第38条（前略）

- 2 固定資産の所有者の所在が天災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。
- 3 法第343条第6項に規定する土地については、同項に規定するところにより所有者とみなすことができる者をもって当該土地に係る第1項の所有者とみなす。
- 4 法第343条第9項に規定する特定附帯設備については、当該特定附帯設備を取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして、固定資産税を課する。

（住宅用地等の申告）

第59条（前略）

- 5 市長は、住宅用地の上に存する家屋又は被災家屋の所有者又は占有者に対し、住宅用地の認定に関し必要な資料の提出を求めることがある。

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第60条 市長は、固定資産の所有者（法第343条第8項又はこの条例第38条第4項の場合にあっては、これらの規定により所有者とみなされる者とする。）が第58条又は 前条第1項若しくは第2項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

（以下略）

（たばこ税の課税免除）

第86条（前略）

- 2 前項の規定は、卸売販売業者等が施行規則第16条の2の3に規定する書類を市長に提出しない場合においては、適用しない。

（以下略）

附 則

（延滞金の割合の特例）

第3条の9 当分の間、第9条第1項前段及び第37条の10第2項前段に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第10条第1項前段及び第3項前段に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(市民税の法人税割の税率の特例)

第4条の2 産業の振興及び社会基盤の整備に資するため、平成28年4月1日以後5年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第27条の7第1項の規定にかかわらず、100分の8.2とする。

(中小法人の市民税の課税の特例)

第4条の3 次に掲げる法人(第17条第4項の規定により法人とみなされるものを含み、法第321条の8第1項前段に規定する予定申告法人及び受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人)について、第17条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。)を除く。以下この条において同じ。)に対する前条に規定する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、同条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.2分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この条において同じ。)が300,000,000円以下の法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が16,000,000円以下であるもの(次号に規定する法人を除く。)

(2) (略)

2 前項第1号に規定する法人税額とは、第16条に規定する法人税額をいい、法人税法第80条又は第144条の13の規定により法人税額の還付を受けた額に相当する額について法第321条の8第12項又は第13項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用して計算した後の額とする。

3 第1項第1号に規定する個別帰属法人税額とは、第16条に規定する個別帰属法人税額をいい、法人税法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人(法第292条第1項第4号の3イに規定する連結法人をいう。)に帰せられる金額について法第321条の8第15項又は第16項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用して計算した後の額とする。

4 第1項第1号の規定の適用については、資本金の額若しくは出資金の額の有無又は資本金等の額の判定は、法第321条の8第1項の規定により申告納付する法人にあっては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定により申告納付する法人にあっては同項に規定する連結法人税の課税標準の算定期間の末日現在による。

5 第1項第1号の規定の適用については、本市の区域内と他の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額は、法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割する前の額による。

6 法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項第1号の規定の適用については、第1項第1号中「16,000,000円以下」とあるのは、「16,000,000円に当該法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下」とする。

7 (略)

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

第6条の2 法人が、法附則第8条の2の2第1項に規定する特定寄附金を支出した場合には、同条第7項又は第9項に規定する法人税割額から、それぞれ同条第7項又は第9項に規定するところにより控除すべき金額を控除する。

(固定資産税等の課税標準の特例)

第7条 法附則第15条又は第15条の3の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第42条から第44条まで又は第216条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条又は第15条の3に規定するところによる。この場合において、次の各号に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、当該各号に掲げる割合とする。

- (1) 法附則第15条第2項第1号及び第2号、第33項第3号並びに第45項 2分の1
- (2) 法附則第15条第2項第6号及び第33項第2号 4分の3
- (3) (略)
- (4) 法附則第15条第33項第1号及び第38項 3分の2
- (5) 法附則第15条第40項 5分の4
- (6) 法附則第15条第44項 3分の1
- (7) 法附則第15条第47項 零

2 (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の6 (前略)

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等(法附則第33条の3第6項に規定する土地の譲渡等をいう。)が平成10年1月1日から令和2年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項前段に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項前段に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額(法附則第34条第4項前段に規定する課税長期譲渡所得金額をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、法附則第34条の2第4項に規定するところによる。

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。))の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等について、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3の2 所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。)に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が2以上の同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、法附則第35条の3の2第4項に定めるところにより、附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)又は同条第5項第5号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、払出し時の金額(法附則第35条の3の2第2項に規定する払出し時の金額をいう。以下この項において同じ。)により非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、租税特別措置法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等(同法第37条の10第2項に規定する株式等をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。)を取得したものと、同法第37条の14第4項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、市民税に関する規定を適用する。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3の3 (前略)

2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)又は同項第4号に規定する継続管理勘定(以下この項において「継続管理勘定」という。)からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、払出し時の金額(法附則第35条の3の3第2項に規定する払出し時の金額をいう。以下この項において同じ。)により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものと、租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている同条第5項第1号に規定する未成年者口座(以下この条において「未成年者口座」という。)を開設し、又は開設していた所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年

者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあった未成年者口座内上場株式等を取得した所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、市民税に関する規定を適用する。

- 3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年の12月31日までに同条第6項に規定する契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第35条の3の3第8項各号に定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、同項に定めるところにより、附則第19条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する。

京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年5月31日京都市条例第1号）（抄）
第3条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項を次のように改める。

- 2 所得割の納税義務者については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額を、法第314条の2の規定により、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(1) 前年の合計所得金額が25,000,000円以下の者 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額

（以下略）